

令和5年度 第3回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和5年9月21日（木）午後1時30分～午後2時54分

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 13人

2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員 4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 1人

1番 米田 隆至委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 寺前 信龍委員 藤井 幸三委員
推進委員 笠垣 肇委員 梶原 泰輔委員

7 議事日程

日程第1 議案第6号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第7号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第8号 非農地証明申請について

日程第4 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について

日程第6 議案第11号 朝来市農業委員会総会会議規則の全部改正について

8 事務局職員

事務局次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之 農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。それでは、ただいまから第3回朝来市農業委員会総会を開

会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思っています。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして定足数に達しておりますので、第3回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

それでは、次の次第4「議事録署名人の指名」につきましては、4番の藤井幸三委員と5番、米田利秋委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づいて進行させていただきます。

日程第1「議案第6号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位11番の提案理由の説明を地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。まず、受付順位11番、航空写真のほうですけど、2枚に分かれます。1番と2番ですね、あります。まず、1番のほうですけど、ちょっと航空写真のほうの下の方が切れておりますので、ちょっと見にくいかもしれません。国道9号線なんですけど、9号線を、要はこの地図でいいますと左上に向かっていきますけど、それの手前のほうですね、こちらのほうに大蔵小学校、それからホンダの車屋さんがあります。それで、この地図にはないんですけど、そこに歩道橋があるということで、そこから大蔵小学校の正門のほうに右上に向かってまいります。その後にはJRの山陰本線ですね、こち

らにぶつかります。そこの踏切を渡りまして、宮田区内ですね、その集落の中をずっと通っていきます、左上のほうにですね。そしたら、右側に平松梱包さんがありまして、その先に石和川の石和橋があります。そこの手前の角を右に曲がったところ、これが申請地となります。申請地、この場所的には、円山川と宮田集落の間の水田地帯という形になっていまして、その一画ということになります。

今回につきましては、この分が田が353平米ですね。6筆ありまして、その1筆のみという形になります。

それと、先に2枚目の航空写真のほうですけど、これも同じくホンダカーズ和田山店の前を過ぎていって、ミニフレッシュ和田山宮田店、こちらの手前のところに信号があります。これを左に左折していただきまして、ホソミ発條さんのちょっと先の角ですね、そこを山あいのほうに左向きに曲がっていきます。車1台通れるかというぐらいの感じの道なんですけど、この上がった先が申請地、1つ、2つという形になります。

航空写真のほうは以上になります。

申請案件のほうですけど、譲渡人の●●さんにつきましては伊丹のほうにもう住居のほうを構えられておりまして、実家のほうにつきましては宮田区ということで住まわれておりましたけど、今はもうその家も他人の手に渡っているという状況で、こちらにはもう帰ってくることはないということで、譲受人の●●さんがその田畑の管理ということで一応10年前からやられておりました。それで、譲渡人と譲受人の間で無償譲渡の話がまとまりましたので、今回の申請に至ったということです。

申請地のほうで、1枚目が水田のほうですね。こちらのほうは高田区の方が今、管理されているということになります。2枚目の畑のほうにつきましては、●●さんが自家栽培の野菜栽培ですね、こちらを行われていて管理されている状況です。●●さんにおかれましては、トラクターと耕運機、所有しておられまして、農地に関わる契約書、それから営農計画書ですね、こちらのほうも提出されております。特に問題はないと思われまじけれども、御審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位12番の提案理由の説明を地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 それでは、説明させていただきます。航空写真の12番を御覧ください。

県道277号線、溝黒竹田線を竹田方面から与布土のほうに抜けていく道なんですけれども、迫間の峠を越えてちょうど頂上付近、日之本教の前の交差点を右に曲がっていただい

て100メートルほど行ったところが今回の申請地となります。

譲渡人の●●さんは、現在、綾部市に在住されておりまして、田畑の管理が難しいということで、もともとは●●番地のほうにお住まいだったそうなんですけれども、その向かいの●●さんに今回譲渡するというので、話がまとまったということです。

譲受人の●●さんは、現在、自分で所有している土地というのはないんですけれども、息子さん所有の土地を耕作されていて、今回の土地も同様に野菜を作られるということで申請になっております。

特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位13番の提案理由の説明を地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。受付順位13番の航空写真を御覧いただきたいと思っております。

朝来のインターから国道429号線沿いで神子畑方面に入っていただくと、インターのほうから約6キロぐらいで平野地区という地区がございます。その右側のちょっと上でございます。

この案件につきましては、譲渡人の●●さんのほうはずっと地元におられなくて、その関係で、ちょうど家の前ということで管理をされていた畑でございます。このたび譲渡人の方が遠方で高齢者でもあり、無償譲渡で希望されましたので、譲り受ける運びとなった次第でございます。

なお、続いて、案件審査資料の立地条件も満たしておりますし、周辺への支障もなく、各同意書も全て添付され、問題なく許可相当と考えています。御審議のほうよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位14番から16番、3件の提案理由の説明を地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。それでは、農地法3条の規定による許可申請を、引き続きまして受付順位第14番の説明をさせていただきます。

航空写真、受付順位14番を御覧ください。当申請地は、生野駅より西側国道312号線を南側に向きまして、派出所があるところの信号を右手に回って2キロほど入ったところになります。生野町の栃原地区という形になります。その信号から2キロほど入ったところ

が、この航空写真の付近になっております。その上のほうに栃原の集会所というのが記載されております。それから150メートルほど行ったところに農産物加工施設というのがございまして、この裏手、東側になるんですけども、申請地の●●番地というところが受付順位14番の申請地でございます。

当該農地は●●さんという方が所有されており、地目が田ということで、面積1,683平米です。現在も水稻栽培はされております。今般、同居されている実の子供さんですね、●●さんへ譲渡するということになり、本申請に至りました。営農計画書、農地に関わる誓約書等も提出されており、本申請は許可相当と考えます。慎重審議よろしく願いいたします。14番の説明は以上です。

続きまして、次のページに入ります。受付順位15番になります。先ほど言いました栃原地区、同じ地区の近くなんですけども、申請地●●番地、先ほどの場所より若干手前になります。左手の真ん中辺りに倉谷川という川が走っておりますが、その手前の道を西方向に上がり、また、すぐ次の折れ点を右手に曲がったところに申請地がございます。

当該農地は、●●さんが所有されておりますが、●●さんももともとは地元の栃原の方でしたが、今は栃原にはいらっしやらないということです。面積は畑で1筆農地431平米になります。現在は作付はこの場所ではされてはおりません。それで、このたび譲渡される譲受人、●●さんは、栃原に住所はないんですが、この●●さんは栃原にまだ実家のほうが残っております。それで、主に奥様のほうがこちらに来て畑作作業をしていくというような形になりました。それで、それに関しても営農計画書、農地に関わる誓約書等も添付されており、本申請は許可相当と考えます。慎重審議よろしく願いいたします。

続きまして、16番なんですけれども、受付順位16番の航空写真を御覧ください。これも先ほどの申請地の近くにあります。距離にして50メートルほど離れたところなんですけども、これに関しましても、当該農地、●●さんが所有されている畑なんですけども、面積389平米。譲受人なんですけども、同じ●●さんになるんですけども、現在も●●さんが●●さんよりお借りして既に自家製の野菜を栽培しておられるという形。事情を聴きますと、土日とかに奥様がそこに帰って農作業をされてるということでお聞きをしております。それで、家、実家のほうがちょうどこの横にあります。それで、近いところに今回譲渡するという形になったとお聞きはしております。

この申請に関しましても営農計画書、農地に係る誓約書も提出されており、本申請は許可相当と考えます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位17番の提案理由の説明を地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位17番、航空写真ということで、こちらの案件につきましても譲受人は●●さんということで、受付順位11番と同人物ということになります。

まず、航空写真のほうですけど、写真の下のほうですね、大蔵こども園、それからその横に大蔵小学校という形であります。国道9号線のほうから右に右折してそちらのほうに行ってもらって、それでJRの山陰本線、そちらの踏切を渡って、先ほどの案件と近いようなところになりますけど、宮田区内の集落を通ってもらいまして、踏切から約200メートルぐらいですかね、右に細い道を右折して農道のほうに入ってまいります。そこが申請地の案件という形になります。

今回の案件につきましては農地法第3条有償移転ということで、今現在、畑、1,429平米の農地ということになります。譲渡人の●●さん、林垣区の糸井のほうの方ですけど、もう譲受人の●●さんとの間で平成24年に所有者移転の仮登記が済んでおります。それで、今回につきましては、これの本登記という形での申請案件となります。

これも同じく●●さんのほうからは営農計画書、それから農地に関わる誓約書も提出されております。特に問題ないと思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位11番から17番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の藤井委員のほうから補足説明はございますか。

○藤井委員 9月5日の日に寺前委員、そして梶原委員、それから笠垣委員と私、4人と、事務局の2人、計6人で現地のほうに行っていました。地元委員が言われましたとおりの問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。ございませんか。

それでは、ないようですので、受付順位11番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位12番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位13番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位14番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位15番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位16番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位17番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第7号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位18番の提案理由の説明を地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。受付順位18番について説明したいと思います。

添付しております18番の地図を御覧ください。申請地は県道浅野山東線を大月西から東方面に500メートル行き、西に10メートル行ったところがございます。譲渡人●●さんは、

●●さんに所有権移転をし、住宅、それから事業所を建てるそうでございます。立地基準等、審議資料についても何の問題もございません。農用外地域で、周辺の田と地主、それから農事部長及び区長、水利委員にも了解を取り、何の問題もございません。この案件は許可相当であると考えられます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位18番について、地元委員からの説明がございました。

現地調査委員の寺前委員のほうから補足説明はございますか。

○寺前委員 失礼いたします。同じく9月5日火曜日に事務局2名、藤井委員、笠垣委員、梶原委員、私の4名で現地のほうを確認してまいりました。問題ないと考えております。以上でございます。

○議長 それでは、皆さんのほうから、18番につきまして御意見なり御質問ございませんか。

ないようですので、受付順位18番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第8号、非農地証明申請について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位19番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、受付番号19番の非農地証明の申請について御説明をさせていただきます。

受付順位19番の航空写真を御覧ください。申請地につきましては地図の中ほどに位置しておりまして、県道70号十二所澤線から山方面に1本入った宅地が並んでいる地域のところに存在しています。立脇区集会所の近くになります。

申請地の隣●●番地も申請者さんの所有地であり、申請地と併せて住宅が建てられ、現在まで宅地として使用されています。非農地となってから20年以上が経過し、始末書も添付されていることから、許可相当かと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 受付順位19番につきまして、事務局から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の梶原委員のほうから補足説明ございますか。

○梶原委員 9月5日、関係者5名と現地確認を行ってまいりました。その結果、この案件につきまして、私のほうから補足する事項はございません。以上です。

○議長 それでは、皆さんのほうから、19番についての御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位19番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第9号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第9号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書の7ページ目を御覧ください。まず初めに、農用地利用集積計画の概要について、上から順に説明をさせていただきます。

まず、1番目、利用権設定に係る面積、筆数及び戸数につきまして、区分が田のほうが面積1,663平方メートル、筆数1筆、畑につきましてはどちらもゼロとなっており、合計1,663平方メートル、筆数が1筆。利用権の設定を受ける戸数が1戸、利用権を設定する戸数が1戸となっております。

次に、下に行っていただきまして、利用権の種類につきましては使用貸借権となっておりまして、合計1,663平方メートルの1筆となっております。また、利用権の終期につきましては令和7年3月31日までとなっております。

次の8ページ目につきましては、それぞれ借受者及び貸付者の住所等を記載させていただいておりまして、9ページ目及び10ページ目につきましては、それぞれの利用権の設定を受ける者及び設定をする者の一覧を記載させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長 今回は筆数1筆という少ない数ですが、皆さんのほうから、この件につきまして御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、議案第9号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第10号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 引き続き失礼いたします。それでは、本日、地域計画の意見書について説明をさせていただきますけれども、ちょっと一部内容に修正等がありまして、今回、別とじで、左上に参考様式第5の2と別とじで用意させていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

まず初めに、今回、この地域計画の策定につきまして、山東町の東地区のほうからこの様式が提出をされました。今回、全部説明をさせていただいたら、恐らく時間のほうもかかりますので、主要なところをかいつまんで説明させていただきます。

まず初めに、1の地域における農業の将来の在り方について、この東地区につきましては農用地面積が20.3ヘクタールありまして、そのうち農振農用地面積が16.4ヘクタール、田の面積が19.5ヘクタール、畑の面積が0.7ヘクタール、区域内において規模縮小等の意向のある農地面積計が4.3ヘクタール、区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計が4.3ヘクタール。参考として、区域内における70歳以上の農業者の農地面積の計が7.4ヘクタール、うち後継者不在の農業者の農地面積の合計が4.6ヘクタールとなっております。

次に、中段の下辺り、（2）の地域農業の現状及び課題について。この東地区につきましては、現在70歳以上の耕作者が半数を占めておりまして、後継者不足の課題等もあるんですけれども、今後の地域農業の在り方でしたり農地利用につきまして方針等を定め、地域全体で取り組む必要があると考えられております。

次に、（3）地域における農業の将来の在り方につきましては、この東地区につきましては早い段階から営農組合を設立されておりまして、昨年度まで水稻及び黒大豆の栽培を中心に耕作をされていたんですけれども、地域の高齢化等によりまして、黒大豆栽培を水

稲の栽培に切り替えられておりました、今年度につきましては、主に水稲栽培として地域農業を守っていただいております。また、今後も営農組合を中心として、有志団体も含めて水稲栽培を基本とした農地保全に取り組むことを目標に掲げております。

次に、農地の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用目標につきましては、現在の農地の集約状況等の把握でしたり、農地の所有者さんの意見でしたり、そういったところをお聞きされまして、改善点を把握されます。また、担い手の集積率につきましては、現在57.6%、今後、将来的には78.8%まで引き上げることを目標とされております。また、離農等に伴う農地につきましては、集落営農組合のほうで引き受けることとされております。

次のページに行ってくださいまして、3の農業者及び区域内の関係者が先ほどの将来目標を達成するために取るべき必要な措置につきましては、まず初めに、農地中間管理機構の活用を進めつつ、東集落営農組合への農地集積及び集約化を基本といたしまして、地域内の農業者等により計画的に農地利用を進められます。また、この農地中間管理機構の認知度等も低いこともありますので、制度の周知等を行い、活用の理解を深めていきます。

1点、ここで補足なんですけれども、この地域計画を策定されましたら、現在の一般的な利用権設定というのでもできなくなりますので、この地域計画を策定された地区につきましては、今後農地の貸し借りににつきましては、この農地バンクを活用した農地中間管理機構を通じた利用権設定になりますので、また御留意だけいただけたらと思います。

次に、少し下のほうに行ってくださいまして、この東地区の農業を担う方の一覧をつけさせていただきます。現状につきましては、東集落営農組合さんをはじめとした5名、計9.5ヘクタールの経営面積をお持ちでありまして、目標年度の令和15年度には1.2ヘクタール増やしまして10.7ヘクタールを最大目標とされております。

また、1枚めくっていただきましたら、カラー刷りの地図が出てくると思うんですけれども、こちらにつきましては、現況の農地を誰がどこを管理されているのかっていうのをつけさせていただきます。黄色く塗られているところが現在70歳以上の方が管理されてる農地でありまして、青色の農地につきましては、60歳代の方が管理をされております。また、薄い水色の農地につきましては、60歳以下の方が現在管理をされております。また、最後のページに行ってくださいましたら、10年後の農地の未来予想図にはなるんですけれども、10年後に誰がどこを管理するかの地図をつけさせていただきます。こちらにつきましては、黄色の農地につきましては、東集落営農組合さんが今後受託管理を

される農地となっております、青色の農地につきましては、地権者さんで管理をされる予定となっております。また、ちょっと見づらいんですけども、薄いグレー、灰色の農地が何筆かあるんですけども、こちらにつきましては、他の地区の方から受託管理されると予想をされております。また、最後に、ピンク色の農地につきましては、ほかの地区へ受託管理が予想をされる農地となっております。

以上で、簡単にはなるんですけども、東地区の地域計画の説明をさせていただきました。御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

○議長 今回、初めてこういう計画が出てきました。これはもう各地区でこういうものをつくらないといけないということで、第1号、県下トップで一番最初に東のができたという、ちょっと農業会議のほうからもお聞きしてまますけれども、この件につきまして、意見なり御質問等ございますか。

高本委員。

○高本委員 失礼します。この地図についてちょっと教えてほしいんですけど、僕たちもこれからつくっていかなければならないので聞かせていただきたいんですけど、まず10年後においては営農組合と耕作者がこれを管理しますよという地図でありまして、現況地図は年齢によって分かれているんですけど、これはこういう形でもいいんですか。ていうのは、比較のしようがあまりない、現況から将来に向かっての変化がどう取れるのかっていうのが地図上から読み取れないような気がするんですが、いかがですか。

○議長 担当課、ちょっと答えられますか。

○担当課 今のところ、現況と10年後の農地の比較についてなんですけれども、特段指定みたいなのがなくて、現況が今この地区でどこを誰が管理されてます、10年後にはこのエリアをどなたが管理しますっていう色づけで大丈夫だそうできて、あくまでも対照は必要ないです。

○議長 高本委員、分かりましたか、比較する必要はないという。

ほかに何かございますか。まだありますか。

梶原委員。

○梶原委員 説明の中で、東営農組合、メンバー5名とお聞きしました。これがまた10年後、年齢構成でありますとか、ちょっとこの資料読ませていただく中で、東営農さんが10年後に向けてどのような取組をされて、継続していくかというようなことが書かれてないんですけども、そこら辺は把握されているんでしょうか。

○議長 担当課、答えられますか。

○担当課 あくまでも現状の未来予想図ということで、10年後にも東集落の営農組合さんを中心として5名、東集落営農組合さんと、ほか4名で予定されてるんですけども、ほかのいろんな地区からも質問はあるんですけども、例えば5年後にやっぱり途中で予想が変わってしまう地区とかもありますので、一応10年後に予想を今してるんですけども、5年に1回見直しでしたり、3年後に見直しっていうのももちろんできるんですけども、現時点では、東地区ではこういった計画をしますっていうことで提出いただいております。

○議長 梶原さん、よろしいですか。

○梶原委員 はい、分かりました。

○議長 ここに上がっておられる方が10年後もこれだけやるという、そういう意向ですね。

そのほかございますか。

私のほうから、きれいごとの意見かも分かりませんが、質問じゃなしに意見としてちょっと言わせていただきます。東集落は集落営農が結構活発にされておりまして、努力されておりまして、今後10年も集落営農を引き受けるということになっておりまして、先ほど梶原さんからもありましたけれども、実は高齢化が進んでまして、私の地区も高齢化で、営農組合があるんですけども高齢化でもう営農組合を潰して近くの大型農家に全部委託しようかって話が実は進んでおりまして、そのような状況の中でまだ営農組合を中心にやっていきたいという東の計画は、今回なったと思うんですけども、エールを送るということですか、若手農家を確保していただいて、続けて活動の活性化を期待したいということの一つ意見として申し上げます。

それからもう一つ、農地の保全管理とか、一番の作業であります草刈りを実施するという有志の団体で共友会ですか、こういうのも組織されてますね。こういうのは、なかなか面白いが、いいことだなと思ひまして、ほかでもやられてると思いますけれども、私の地域ではまだそういうこともできてないしということで、できたらこういうものをもっと広げるようにPRを、東の集落なり、また行政も含めて指導なりしていただいたらいいんじゃないかなと、朝来市全体にも広げたらいいんじゃないかとちょっと期待しておる、これ意見として2つ言わせていただきます。

ほか、すみません、勝手なこと言ひまして、ございませんか。

西委員。

○西委員 少しちょっと説明をお願いしたいなと思うんですけど、10年後の地図を見ますと、これは、何ですか、農地の集積というのは、もう話し合われたんでしょうか。効率を考えると集積が必要というふうに言われます、その辺はいかがでしょうか。

○議長 担当課、答えられる、集積。具体的にちょっと分かりやすく教えて。

○西委員 効率を考えると、隣が農地を……（「ばらばら」と呼ぶ者あり）うん、ばらばら。飛び地で耕作するより隣の農地を耕作するほうが効率がいいというようなことで、そんな集積も検討されたのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思って。

○議長 それでは、地元委員の中尾委員おられるから、今の答え、何かちょっと参考になったら教えてください。

○中尾委員 私の地区の関係でございまして、分かる範囲で説明したいと思っておりますけれども、集積という関係につきましては、一番最後のページにつきましては、とにかく東地区の水田は全て守っていかな仕方がないんじゃないかなということがもう一番初めに考えたわけございまして、その中で、今現在若い方につきましては、この青いところございまして、自分のところはこれだけは守っていくし、それから、それ以上につきましても、田んぼを守っていこうということでございまして、そのほかにつきましては、やはり営農組合が守っていかな仕方がないなということで、一応集積といいますか、黄色いところは全て営農組合が今後、10年後でございまして、続けていく予定のところございまして、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、赤いところにつきましては、今もう現在から他地区のほうに預けておひまして、その関係につきましては、将来もそこで預けていくという、そういう格好でございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 米田利秋委員。

○米田（利）委員 失礼します。中尾さんよう知つとる、そもそも営農組合はどういう活動をされているのかということ自体が僕にはちょっと理解ができませんけど、それからもう1点は、農業振興課がこの地域計画を推進されるに当たりまして、農業委員は非常に最初から、会長をはじめ農業委員はそこに参加しなさいと、どんどん前向きにやりなさいといいながら、全くはしごが外された。こういうことが一体どういうものをつくったらいいかということで農会のほうに聞きましたら、いや、いえいえ、簡単にちょっと計画を上げてもらったらそれでいいですと。こういう感覚で説明に回られてるといひのが非常に

憤慨やと思つてます。地域計画がもともとなぜ立てるかいいましたら、これから残すべき農地をどうしていこうということで真剣にそこを話し合っていくと。その中で改善すべきところは農地整備も含めましてやっしていこうという、50年後にもつながるような、そういった朝来市として、地区としてどこの農地を残していくっていうことにつきましては地域しか分からないということをお聞きしておりますので、その辺で地域が話し合ってくださいと。

今の中尾氏の話をお聞きしましたら、営農組合は1階部分で、昨日は僕から考えましたら、各地区にある農家組織と、ここの部分はそこに当てはめておられるのかなということをお聞きしております。私の考えでは、営農組合、実際自分でもやっておりますので、村の大体8割ぐらいを担っております。それが貸借をしまして、実際、営農組合は活動してまゐります。それで、将来法人にするかということにつきましても、これからの話し合いなんですけれども、そうじゃなしに、振興課の考えでは、計画を取りあえず出していこうということが主になっていると思いますので、その辺でどっちが本当の取組なんかということをお聞きしてから、盛んに高齢者、高齢者と、もうこういうことばかり周知せんと、本当にこれから地区でつないでいくのはどこがやっしていくんかということをお聞きをまた真剣に考えていただきたらと思っております。私の個人的意見も入りましたけれども、ちょっと営農組合の組織の内容が理解できませんでした。以上です。

○議長 何か答えることあるか。

地域計画の方向は、先ほど米田委員言われたとおり、将来のことをどうするかということはおそらく考えていくものを濃いめに本当は表していくというね。これが基本……。

○米田（利）委員 そういう言葉は一つもないですよ、今の振興課の説明の中で。これから地域の中で残していく農地はどこを残すんやということをお聞きを真剣に話し合ってくださいということをお聞きを僕らが聞いたんです。実際にそういうことで地域をやっしていこうということをお聞きをいたしましたけれども、頭から農業委員ははしごを外されましたんで、それでいいのかなということをお聞きをしております。

○議長 地域計画をつくる時には、やっぱりここのところは将来農業をしても駄目だから、ここはもういい、ここのエリアをやろうという、そういう線引きはやっぱり当然計画つくる上で必要だと思うんですわね。そやから、それは地域では、そういう話し合いはどこでもやし、されていってこういうものにつながっていったら、ちょっとそれは思うんですけどね。私はそういう格好で今のところ地元では進めてますけどね。

まだ意見ある、いいですか。もうよろしいですか。

ほかに何かありますか。

担当課、何か言うことある、ない。（「ない」と呼ぶ者あり）

そうしたら、もう出尽くしたということで、その意見があったということ添えて、この資料に出てますとおり。あと、事務局で取りまとめて、意見とさせていただきます。総合的判断として今日の資料が適当であるか不適当か、これをお諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。よろしく。もう一回ちょっと手挙げてよ、はっきり。

〔賛成者挙手〕

○米田（利）委員 会長、すみません、内容的にどう考えるか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）

○議長 この地域計画は適当であるか、不適当であるかということを今問いかけてます。そやから、それを。

米田委員は。

○米田（利）委員 書類についてですか。

○議長 書類っていうのは。この計画はこれでいいですかと、適当ですかと。それは適当です、そういう判断ですか、米田委員。

○米田（利）委員 適当です。

○議長 ということは、ほかの方みんな手を挙げられましたんで、全員が適当であるということです、本件は適当と回答させていただきたいと思います。

これからこういうのが各地区ごとのものがどんどん出てきますんでね。第1号ですから、これからもっと一遍にそれはそれでいいわということが出てくるかも分かりませんが、ちょっとそういうこと頭の中に入れていてください。この件はこれで終わり。

続きまして、日程第6「議案第11号、朝来市農業委員会総会会議規則の全部改正について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第11号の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第11号、朝来市農業委員会総会会議規則の全部改正につきまして説明をさせていただきます。

当該規則につきましては、本市農業委員会の総会に関しまして、その開催手続や議事進

行等につきまして規定をしたものでございますけれども、当該規則につきましては、平成17年の合併時に制定されて以降、大きな見直しが行われず今日に至っております。

先ほど提案説明のほうにもございましたが、本市では平成27年の法改正により新たに設けられました農地利用最適化推進委員さんにも総会へ出席をいただいておりますけれども、8月の総会でも御説明をさせていただきましたように、総会におけます議案の議決につきましては、農業委員さんしか採決に加わることができないことなど、現行規則では単に委員と規定されておりますけれども、農業委員さんだけに関係する規定、推進委員さんも含めて全ての委員さんに関係する規定といったように条文上明確化する必要がございます。

また、総会の議長は会長が務めることと規定をされておりますけれども、規則中におきまして、議長の職務として、議長として規定すべきところを用語として会長を用いている箇所が散見されるなど、市役所の例規担当でございます総務課と協議の結果、この際全部改正を行おうというものでございます。

参考までに23ページ以降に現行規則をつけておりますけれども、御覧いただいたら分かるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、例えば第4条、第5条のあたりに委員という規定があるんですけども、これらについては推進委員さんを含めて全ての委員さんに関係することでございますし、例えば議決の関係でいきますと、第19条、総会の議事は出席委員の過半数で決すると、この場合はこの委員は農業委員さんのみでというような格好になります。

それから、議長と会長の使い分けなんですけれども、第6条で、会長は総会の議長となって議事を整理するというふうに規定をされておりますけれども、例えば第10条、総会の開閉、総会の開会、休憩、延会、閉会は、会長が宣告すると規定されてますけれども、これはあくまでも議長が宣告するものでございますので、ここで使う会長というのはふさわしくないというようなことで、現行規則についてはちょっと改正が必要な箇所が散見されるということで、今回全部改正をさせていただこうというふうに考えております。

それでは、議案書の20ページの規則の案を御覧いただきたいと思います。総会の議事進行等につきましては、各委員さんにも御承知をいただいておりますので、各条文を簡単に説明させていただきたいというふうに思います。

第1条につきましては、この規則の趣旨を定めたもので、農業委員会等に関する法律第34条の総会の会議に関する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会の会議で定めるとの規定に基づきまして、法や運営規則に定めるもののほか、必要な事項につきまし

て規定をしようとするものでございます。ちなみに、農業委員会等に関する法律では、第27条から第34条に総会に関します事項が規定をされてございます。

第2条では、総会の種類を定例会と臨時会とすることを規定いたしまして、第3条の第1項では、定例会は毎月1回開くこととし、ただし、会長が必要と認めるときはこれを変更することができることとしております。例えば農地法にかかる申請等が全くなく、審議案件がない場合におきましては、総会を開催しない場合などが想定されます。近年におきましては、令和2年10月に審議案件がなかったことにより、総会を開催しなかったということがございます。同条第2項は、会長が必要と認めたときは臨時会を開くことができること、同3項では、在任する農業委員さんの3分の1以上の委員から開催の要求があったとき及び市長から諮問があったときには、総会、臨時会となりますけれども、総会を招集しなければならないことを規定しております。

第4条第1項では、会長は総会の日時、場所、議案などを農業委員及び農地利用最適化推進委員に通知するとともに、公示すること及び第2項でこの通知及び公示は、総会の日前3日までにしなければならないことを規定いたしております。

第5条では、農業委員及び推進委員は、総会の当日、定刻前に参集しなければならないこと。

第6条では、総会に出席できないときは、開会時刻までに届け出なければならないことを規定しております。欠席されます場合につきましては、必ず事務局のほうまで御連絡をいただきますよう、お願いをいたします。

第7条第1項では、会長が総会の議長になること、第2項は、改選後の7月総会でも同様の対応をさせていただきましたが、改選後の初総会時等、会長が選任されるまでの間は、地方自治法における市議会の例に倣い、年長の農業委員さんに議長を務めていただきましたけれども、今回の改正に合わせ、この取扱いをあらかじめ規定をさせていただこうとするものでございます。

第8条は、第16条で説明します動議を除きまして、総会で審議できる事項は第4条の規定によりあらかじめ通知及び公示をしました議案についてのみ審議できることを規定しております。

第9条は、第19条の議事参与の制限による場合を除きまして、在任する農業委員の過半数の出席がなければ開くことができないことを規定しております。

第10条は、農業委員さんの議席はくじで定めること、及び推進委員さんの議席につきま

しては会長が定めることなどを規定しております。本市の総会の議席につきましては、農業委員さんは改選後の最初の総会におきましてくじで決定をさせていただいておりますし、また、推進委員さんにつきましては、区域を同じくする農業委員さんの後ろの席にするという取扱いをさせていただいております。

第11条は、総会の開閉等は議長が宣告すること。開会前、休憩、延会、閉会の宣告後は議事について発言することができないこと。開会時刻を相当程度経過しましても農業委員の出席者が定足数、つまり過半数に満たない場合は、延会を宣告することができることを規定しております。

第12条は、議長は事件を議題とするとき、つまり、議案を上程する場合はその旨を宣告しなければならないこと。

第13条では、議長が必要と認めるときは、2件以上の事件、つまり議案を一括して議題とすることができることなどを規定しております。

第14条は、議案についてその提案者はその趣旨を説明しなければならないこと。

第15条は、委員は、議案につきまして自由に質疑し、意見を述べるができることなどを規定しております。

第16条は、農業委員は動議を提出することができること、及び動議は出席農業委員の2分の1以上の同意がなければ議題とし、審議できないことを規定しております。

第17条は、他の議案に先立って採決しなければならない動議が競合した場合は議長が採決の順序を定めることなどを規定しております。

第18条は、総会の議案を撤回、訂正しようとするとき、及び議題となった動議を撤回しようとするときは、総会の承認が必要なこと、農業委員が掲出しました動議の撤回等は提出者が請求しなければならないことを規定しております。

第19条は、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に加わることができないことを規定しております。

第20条は、総会の議事は出席農業委員の過半数で決すること、及び可否同数のときは会長の決することなどを規定しております。

第21条は、採決は起立または挙手によることとし、議長が必要と認めるときは投票によることができることを規定しています。本市では、基本的に挙手を採用しております。

第22条は、議長は簡易採決を採ることもできることを規定しております。本市の市議会では、他の自治体でもそうでありますように、基本的には簡易採決を採用しております。

第23条は、議事録の調製及び議事録署名についての規定しております。改正前の規則では、議事録署名人は総会で指名した2名と規定されておりましたけれども、地方自治法の議会の規定では議長及び指名した2名が署名しなければならないとされておまして、他市町の農業委員会の規定等を確認しましたところ、地方自治法の規定と同様に議長及び指名した2名と規定されております。本市におきましても、全部改正に合わせまして、同様の規定に改めようとしようとするものでございます。

第24条は、総会は農業委員会等に関する法律第32条で、公開することとされております。何人も傍聴することができますけれども、傍聴人の遵守事項等を規定するものでございます。

第25条は、当該規則において疑義が生じたときには、会長が決めることなどを規定するものでございます。

最後に附則として、当該規則は公布の日から施行するとしておりますけれども、本日の総会で御議決をいただきましたら、明日公示をさせていただくことといたしております。

以上、議案第11号、朝来市農業委員会総会会議規則の全部改正につきまして、議案説明とさせていただきます。

○議長 ちょっとすみません、20ページの議長のところの第7条の第2項ね。議長の職務を行う者がいないときは年長の、これ、「委員」とちゃうんですか。「議員」になってますけど。間違いやね。

○事務局 すみません、ちょっとこれ、議案をコピーしましてから間違いが分かりまして、ここは「農業委員」さんという格好になります。

○議長 「議員」が間違いね。

○事務局 ええ、「議員」が間違えてます。それで、ここは「農業委員」さんとして修正お願いします。

○議長 それからもう一つちょっと聞きたいんだけど、22ページの一番上、20条の、総会の議事は可否同数のときは会長の決すること、これ議長とは違うの、議事は。ちょっと、22ページ、20条。可否同数のときは議事は、総会の議事はってなってるから、議長が決するのと違うのかな。

○米田（利）委員 6条、6条。

○議長 えっ。

○米田（利）委員 会長やなしに議長に届ける。（発言する者あり）

○議長 えっ。

○米田（利）委員 今回せんと一回見てもらって、次のときに承認したらええんちゃう、一回みんなに見てもらって。

○事務局 すみません、これにつきましては、会長という文言が正しくなります。議決の方法につきましては、法規定がございますけれども、法解釈で会長につきましては、委員としての議決権と議長としての裁決権を有するというようになっておりますので、この場合、議決するのが会長という職務でやっていただきますので、ここで言う場合は会長で正しいと。

○米田（利）委員 すみません、そういいながらね、さっき欠席の場合、事務局に連絡くださいと言っておられましたんでね。違うで、言ってることが。いやいや、欠席される場合にはね、事務局のほうに連絡してくださいって。それだったら農業委員会事務局でよろしい。

○事務局 今は議決の話を見せていただいています。

○米田（利）委員 例えば、出席のできないときに、これ会長に連絡するとしながら、事務局に連絡するんでしょう。

○議長 第6条のことですネ、6条ね。

○米田（利）委員 総会は全部議長って言いながら、ここは会長が正しいってどういうことでしょうか。

○議長 いや、6条のところね……。

○事務局 6条のところは、これは総会がまだ始まる前の話ですので、連絡は会長にさせていただく、ただ、会長に直接連絡していただくのではなく、事務局がありますので、事務局のほうにいつも連絡をしていただいていますので、先ほど説明で事務局のほうに連絡をお願いしますということで申し上げました。よろしいでしょうか。

○議長 よろしいですか。

○米田（利）委員 よろしくないけど。

○議長 そのほか何かございますか。こういうやつは、なかなか、規則関係は難しいと。

もう今日決めたいと思いますので、特に意見がないようでしたら、採決をさせていただきますので、よろしいですか。

ほか、ございませんか。

ないようですので、この件について、議案第11号につきまして、採決を求めます。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数により、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理人からご挨拶いただきます。

○西職務代理人 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時54分終了)